

<H29年4月>

○教員勤務実態調査結果公表

- ・H28年10～11月の連続する7日間で実施
- ・全国の小学校400校、中学校400校の抽出校を対象

| | 時間外勤務時間の状況 | |
|---------------|------------|-----------|
| | (月平均) | (月80h超割合) |
| 小学校教諭 | 約70時間 | 約34% |
| 中学校教諭 | 約93時間 | 約58% |
| ※週40時間勤務として換算 | | |

<H29年6月>

○文科大臣が中教審に諮問

- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制・運営体制の構築のため、学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問。

<H29年12月>

○中教審「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中間まとめ)

- ・これまで学校が担ってきた代表的な業務の在り方に対する考え方の打ち出しなど

①基本的には学校以外が担うべき業務

登下校に関する対応、放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収・管理
地域ボランティアとの連絡調整

②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

調査・統計等への回答等、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動

③教師の業務だが負担軽減が可能な業務

給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応

<H30年3月>

○スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定

- ・週2日の休養日、適切な活動時間(平日2時間、休日3時間)の設定など

<H31年1月>

○中教審「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)

- ・給特法の今後の在り方
- ・一年単位の変形労働時間制の導入
- ・教職員(小学校において英語専科を担当する教員、中学校において生徒指導を担当する教員、通級による指導のための教員など)及び専門スタッフ等(スクールカウンセラー、授業準備等の補助業務を行うサポートスタッフなど)の充実
- ・教員勤務実態調査(平成28年度)と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を実施 など

○文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限ガイドライン」策定

- ・時間外 月45時間、年360時間 など

<R1年12月>

○給特法改正

- ①一年単位の変形労働時間制の選択的導入が条例制定により可能に(R3年4月施行)
- ②文部科学大臣が勤務時間管理に関する指針を策定

※給特法改正の附帯決議では、3年後を目途に勤務実態調査を実施すること。

<R2年1月>

②を受けて、文科大臣が指針を告示(「上限ガイドライン」を指針に格上げ)

- ・時間外 月45時間、年360時間 など

<R2年9月>

○スポーツ庁「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」

<R3年4月>

○令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けたモデル事業が、全国の都道府県でスタート。